

# 特別な事後監視について



# 1. 特別な事後監視について

- 経過措置料金規制が課されない旧一般ガス事業者及び旧簡易ガス事業者や、経過措置料金規制が解除された旧一般ガス事業者及び旧簡易ガス事業者が小売料金の合理的でない値上げを行っていないかどうかを一定期間監視していくことは需要家保護の観点から重要。
- このため、これらの事業者について、標準家庭における1か月のガスの使用量を前提としたガス料金（標準的な小売料金）の推移を定期的に確認していくことにより、原料費や託送料金等の上昇等に比して、小売料金の合理的でない値上げを行っていないかどうかを一定期間監視していくこととする。

## 2. 特別な事後監視の対象事業者について

- 経過措置料金規制が課されない旧一般ガス事業者及び旧簡易ガス事業者のうち、都市ガス（簡易ガス）利用率が50%以下の事業者は、他燃料との競争が行われていると考えられることから、小売料金の合理的でない値上げが行われることは想定されにくい。
- このため、都市ガス（簡易ガス）利用率が50%を超える事業者を特別な事後監視の対象とする。

## 3. 特別な事後監視の期間について

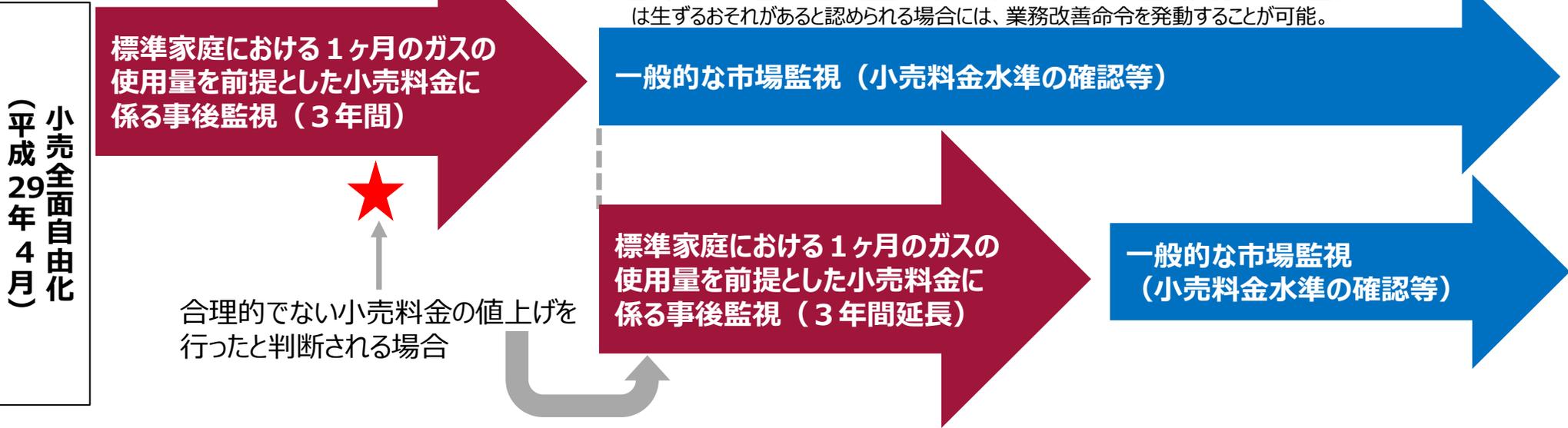
- 小売全面自由化後にガス小売事業者が設定する料金は国の認可を要しない自由であることが原則である中、経過措置料金規制が課されない事業者に対して、特別な事後監視を恒久的に行うことは適当ではないことから、特別な事後監視期間は小売全面自由化後3年間の時限措置とする。
- ただし、事後監視期間に合理的でない小売料金の値上げを行ったと判断される場合には、更に3年間期間を延長して事後監視を行っていくこととする。
- また、特別な事後監視期間の終了後は、小売料金水準の確認等を行うための一般的な市場監視を行っていくこととする。

# (参考) 事後監視の基本的なイメージ

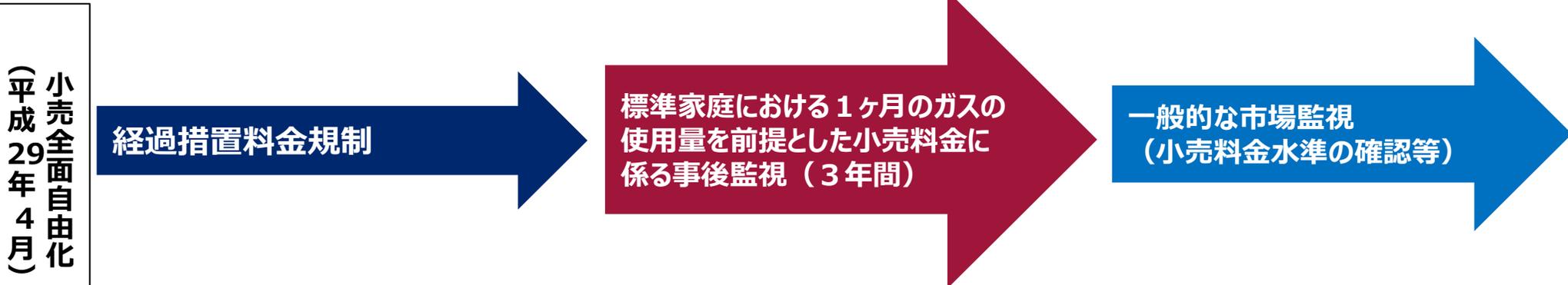
(第29回ガスシステム改革小委員会資料より抜粋)

## 事後監視の基本的なイメージ

<ケース1> 指定基準を満たさないため、経過措置料金規制が課されない旧一般ガス事業者等の場合



<ケース2> 経過措置料金規制が課された後、解除基準を満たすこととなったため、指定が解除される旧一般ガス事業者等の場合



(注2) 3年間の事後監視期間内に合理的でない小売料金の値上げを行ったと判断される場合において、これを延長する点については、ケース2においても同様。

(注3) いずれのケースにおいても、都市ガス利用率が50%以下である旧一般ガス事業者等については、標準家庭における小売料金に係る事後監視の対象外。ただし、一般的な市場監視については、全てのガス小売事業者に対して行う。

## 4. 特別な事後監視の方法について

- 特別な事後監視の対象事業者に対して標準的な小売料金水準等について報告徴収を実施し、合理的でない値上げを行っていないかどうかを監視していく。
- 報告徴収の時期、報告を求める内容、合理的でない値上げの判断基準については現在検討中。